

福島第二原子力発電所ならびに東通原子力建設所の
保安規定変更認可申請の補正書の提出について

2021年2月5日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、本日、福島第二原子力発電所ならびに東通原子力建設所の保安規定変更認可申請の補正書を原子力規制委員会に提出しております。

福島第二原子力発電所は、社長回答書7項目*に関する保安規定変更認可申請を2020年3月に提出、補正書を11月に提出しております。

また、東通原子力建設所は、社長回答書7項目に関する保安規定変更認可申請を2020年11月に提出しております。

(2020年3月30日、11月5日お知らせ済)

今回の申請では、社長回答書7項目について、審査会合で頂いたご意見を踏まえ、福島第二原子力発電所および東通原子力建設所の保安規定にそれぞれの発電所に適した「原子力事業者としての基本姿勢」の記載の反映等を実施した補正書を提出しております。

当社は、引き続き同委員会による審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

以 上

【添付資料】

- ・ 福島第二原子力発電所、東通原子力建設所の保安規定変更認可申請の補正について

*2017年8月25日、原子力規制委員会より原子力安全や福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組むこと等に関する文書回答のご要請を受け、同委員会に提出したもの

福島第二原子力発電所、東通原子力建設所の 保安規定変更認可申請の補正について

2021年2月5日

東京電力ホールディングス株式会社

<社長回答書7項目の反映>

- 社長回答書7項目※について福島第二原子力発電所、東通原子力建設所の保安規定への反映を実施

(内容)

- 各発電所が自ら主体的に取り組めるよう、それぞれの発電所に適した記載へ見直し
- 「福島第一原子力発電所事故」に記載を見直し

※ 2017年8月25日、原子力規制委員会より原子力安全や福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組むこと等に関する文書回答のご要請を受け、同委員会に提出したもの

社長回答書7項目関連（申請変遷）

柏崎刈羽原子力発電所

2013年9月27日
保安規定変更認可申請

2020年3月30日
保安規定変更認可申請の補正

2020年10月16日、10月26日
保安規定変更認可申請の補正

補正申請の内容
等を反映

2020年10月30日
保安規定変更認可

福島第二原子力発電所

2020年3月30日
保安規定変更認可申請

2020年11月5日
＜福島第二原子力発電所＞ 保安規定変更認可申請の補正申請
＜東通原子力建設所＞ 保安規定変更認可の申請

今回

＜福島第二原子力発電所、東通原子力建設所＞
保安規定変更認可申請の補正申請

東通原子力建設所

2020年5月28日
保安規定認可申請
（新検査制度導入による新規申請）

2020年9月16日
保安規定認可

社長回答書7項目関連（反映内容）



項目	内容
第2条（基本方針）	<ul style="list-style-type: none"> • 7項目等を遵守する旨を追加 • 基本姿勢の記載充実 • 安全文化の記載を第3条との整合性の観点から見直し • <u>各発電所が自ら主体的に取り組めるよう、それぞれの発電所に適した記載へ見直し※1</u> • <u>「福島第一原子力発電所事故」に記載を見直し※1</u>
第3条（品質マネジメントシステム計画） 5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ 5.3 品質方針 5.6 マネジメントレビュー	7項目を品質保証活動に展開する記載を一部追加
第3条（品質マネジメントシステム計画） 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 第5条（保安に関する職務） 第120条（記録）	リスク管理に対する要求事項及び社長の関与を明記した業務フローを追加。あわせて、重要リスクの記録の保管、職務の記載を整合※2
第3条（品質マネジメントシステム計画） 7.2.3 外部とのコミュニケーション	安全に関する取組（意思決定プロセスを含む）について、透明性の観点から対応することを要求事項として追加※2
別添1	「2017年8月25日 原子力規制委員会提出文書」を追加
別添2	重要なリスク情報に関して、社長の関与を明記した業務フローを追加※2

※1：下線部については、今回の補正申請で追加となる内容。

※2：東通原子力建設所については、核燃料物質が発電所へ搬入されてから、重要なリスク情報入手時の対応を適用する。